

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、海野建設株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業務一式
2. 土木工事業務一式
3. 産業廃棄物の収集・運搬
4. 建設資材の加工・販売
5. 造船業及び船舶修理業
6. 古物商
7. 林業
8. 製材業
9. 木材加工業
10. 林業、製材業及び木材加工業に関するコンサルタント業務
11. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を宮崎県日向市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか取締役会及び監査役を置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当会社の株券は、1株券、10株券、50株券及び100株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株式の分割、併合、株券の汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、その議決権行使することができる株主に対して招集通知を発する。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、代表取締役が議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権行使することができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記憶により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して、株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記憶により同意の意思表示をしたときは当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第23条 当会社には、取締役3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第24条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第32条 当会社には、監査役2名以内を置く。

(選任及び解任の方法)

- 第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。
- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

- 第35条 監査役の報酬については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の配当の除斥期間)

- 第38条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上

本書は、当会社の現行定款の写しに相違ありません。

令和 5 年 6 月 20 日

宮崎県日向市東郷町山陰丙 582番地1

海野建設 株式会社

代表取締役 海野平次

